

仙台市ガス局規程第二十六号

仙台市ガス局契約規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和七年九月二十六日

仙台市ガス事業管理者 佐 野 直 樹

仙台市ガス局契約規程の一部を改正する規程

仙台市ガス局契約規程（昭和三十九年仙台市ガス局規程第八号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
（契約締結の期間） 第十条 契約につき契約書を作成する場合には、落札者は、落札の通知を受けた日から<u>五日</u>（その期間中に仙台市の休日を含める条例（平成元年仙台市条例第六十一号）第一条第一項に規定する休日及び一般の取引慣行に基づき管理者が定める日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書に記名押印しなければならない。ただし、遠隔地の場合その他管理者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。 2 〔略〕 （指名競争入札の参加者の指名等） 第十一条 〔略〕 2 令第百六十七条の十二第二項の通知は、第五条第一項各号に掲げる事項について行うものとする。 （随意契約の範囲） 第十三条 企業法施行令第二十一条の十三第一項第一号に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>二百五十万円</u> 二 財産の買入れ <u>百六十万円</u> 三 物件の借入れ <u>八十万円</u> 四 財産の売払い <u>五十万円</u> 五 物件の貸付け <u>三十万円</u> 六 前各号に掲げるもの以外のもの <u>百万円</u> （契約保証金の免除） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 〔一～七 略〕 八 業務委託契約（工事に係る業務委託契約にあつては、契約金額が<u>百万円</u>未満のものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき 〔九・十 略〕 （契約書作成の省略） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。 一 一件の<u>請負金額が五十万円</u>（工事請負契約にあつては、<u>百万円</u>）<u>未満のもの又は一件の売買金額が三十万円</u>未満のものについて契約を締結するとき 二 〔略〕 2 〔略〕	（契約締結の期間） 第十条 契約につき契約書を作成する場合には、落札者は、落札の通知を受けた日から<u>十日</u>（その期間中に仙台市の休日を含める条例（平成元年仙台市条例第六十一号）第一条第一項に規定する休日及び一般の取引慣行に基づき管理者が定める日があるときは、その日数を除く。）以内に契約書に記名押印しなければならない。ただし、遠隔地の場合その他管理者が必要と認めた場合は、この期間を延長することができる。 2 〔略〕 （指名競争入札の参加者の指名等） 第十一条 〔略〕 2 令第百六十七条の十二第二項の<u>規定による</u>通知は、第五条第一項各号に掲げる事項について行うものとする。 （随意契約の範囲） 第十三条 企業法施行令第二十一条の十三第一項第一号に規定する管理規程で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める額とする。 一 工事又は製造の請負 <u>四百万円</u> 二 財産の買入れ <u>三百万円</u> 三 物件の借入れ <u>百五十万円</u> 四 財産の売払い <u>百万円</u> 五 物件の貸付け <u>五十万円</u> 六 前各号に掲げるもの以外のもの <u>二百万円</u> （契約保証金の免除） 第十六条 次の各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。 〔一～七 略〕 八 業務委託契約（工事に係る業務委託契約にあつては、契約金額が<u>二百万円</u>未満のものに限る。）を締結する場合において、契約の相手方が当該契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき 〔九・十 略〕 （契約書作成の省略） 第二十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、契約書の作成を省略することができる。 一 一件の<u>契約金額が百万円</u>（工事請負契約にあつては<u>二百万円</u>、<u>売買契約にあつては五十万円</u>）<u>未満のもの</u>について契約を締結するとき 二 〔略〕 2 〔略〕

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和七年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第十三条、第十六条第八号及び第二十条第一項第一号の規定は、この規程の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた当該契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

(ガス局総務部財務課)